

◇大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 職員に資金を前渡することができる経費の範囲を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(会計室会計企画担当)